



# 要介護認定を受けている方の税の申告～障害者控除と医療費控除～

所得税や住民税の申告の際、以下の要件を満たしている場合、それぞれ控除を受けることができます。

## 障害者控除について

- 身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方 → 『障害者控除』の対象となります。
- 上記の手帳をお持ちではない方 → 身体状況等が一定の条件<sup>※1</sup>に該当する方も、町で発行する「障害者控除対象者認定書」の交付により『障害者控除』の対象となります。

※1 身体状況等の一定の条件：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体障害者または知的障害者の障害程度の判定基準と同程度の障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度の状態が確認できること。

## おむつ代医療費控除について

- 初めの方 = 主治医発行の「おむつ使用証明書」により『医療費控除』を受けることができます。
- 2年目以降 = 身体状況等が一定の条件<sup>※2</sup>に該当する方のみ、町で発行する「おむつ代医療費控除に係る確認書」の交付により『医療費控除』の対象となります。

※2 身体状況等の一定の条件：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書に“寝たきり状態”かつ“おむつを要する状態”の記載が確認できること。

手続きには、保険課で申請が必要です。必要書類等ご不明な点はお問合せください。

問合せ 保険課 介護認定グループ ☎21-2119



## 水道の凍結・水道料金減免制度について

### 水道の凍結にご注意ください！

寒い日がまだまだ続きます。寒さが一段と厳しくなる2月は、水道管の凍結が多くなります。

水道管が凍結すると水道が使えなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことがあります。特に「外気温がマイナス4℃以下になったとき」、「旅行などで長期間使用しないとき」、「1日中、外気温がマイナスの真冬が続いたとき」はご注意ください。



### 水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。減免の申請の際には、次の内容について確認できるもの（受給者証等）と印かんをご用意のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

①基本要件  
右の4つすべてに該当し

- 町道民税が非課税の世帯であること。
- 水道の用途区分が「一般用」であること。
- 減免申請者が水道の使用名義人であること。
- 生活保護法による生活扶助を受給していないこと。



①と②を  
確認出来るものと  
印かんを持って  
水道課で申請

②世帯要件  
右の4つのいずれかに該当すると

- 高齢者世帯：満70歳以上のひとり暮らし世帯または満70歳以上の方のみの世帯
- ひとり親等世帯：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- 身体障がい者世帯：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く。）
- 特殊事情世帯：その他、災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

### 通常料金と減免後の料金の比較

	基本料金（7㎡まで）	超過料金（1㎡につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15㎡の場合

- 通常 1,826円 + (15㎡ - 7㎡) × 270円 = 3,986円
- 減免後 1,588円 + (15㎡ - 7㎡) × 235円 = 3,468円

3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = 518円の軽減

水道料金  
一部軽減

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130